平成２４年（フ）第７４７０号
東京都荒川区東尾久５丁目36―10　荒川方
債務者　中山　　昇
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４７２号
東京都墨田区立花３丁目４－６―207
債務者　野村　真事
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４７３号
東京都葛飾区小菅２丁目９―28―203
債務者　最上　時雄
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４７６号
東京都日野市日野本町２丁目８－７―301
債務者　新居健一郎
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４８７号
東京都板橋区板橋３丁目34―10―102
債務者　長内　　卓
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４９１号
東京都足立区弘道１丁目38－９―203
債務者　三本木政勝
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４９２号
東京都世田谷区北烏山１丁目29―６―105
債務者　久保　信久
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１号
島根県益田市東町13番41号
債務者　塩道　祐恵
1　決定年月日時　平成24年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月30日午後１時５分
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第７４２５号
東京都葛飾区東水元１丁目18―20　ウィナーズハイツⅡ101
債務者　比企　紀子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４６６号
東京都東久留米市上の原１丁目２－９―302
債務者　瀬原田　仁
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４７７号
神奈川県横浜市泉区和泉町4735－１　ビューライド和泉管理室
債務者　安達　一夫（旧姓小野里）
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５号
釧路市興津４丁目１番30号
債務者　北島　順子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１０１号
釧路市大楽毛１丁目２番４号
債務者　早川　和夫
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１３１号
釧路市益浦４丁目17番４号
債務者　佐藤　　徹
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１４１号
釧路市新富士町３丁目３番22号　ハイツＮＫ102
債務者　渡辺敬太郎
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月13日午前９時30分
釧路地方裁判所